

産業廃棄物処理計画書	
2024 年 6 月 27 日	
長野県知事 阿部 守一 様	
提出者	
住 所	長野県松本市笹部 1 - 3 - 6
氏 名	甲信アルプスホーム株式会社 代表取締役社長 塚田 雅彦
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0263-28-3131	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	甲信アルプスホーム株式会社
事業場の所在地	390-0847 長野県松本市笹部 1 - 3 - 6
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	6,300百万円
③従業員数	125名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・ガラス、陶磁器、コンクリートくず→破砕→再生利用 ・廃プラスチック→破砕→再生利用 ・金属くず→破砕→再生利用 ・繊維くず→破砕→再生利用 ・木くず→破砕→再生利用 ・紙くず→破砕→再生利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	2, 328. 51 t	t
	(これまでに実施した取組) 1) 屋根材・断熱材プレカット推進の対象支店を拡大し、投入量を削減することにより、結果として現場排出量を抑制した。 2) 部資材ロット単位や拾い基準の見直しによる排出量の削減を推進した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	2, 281. 93 t	t
	(今後実施する予定の取組) 1) 部資材ロット単位や拾い基準の見直しによる排出量の削減を推進する。 2) 造作材プレカット・省梱包化・養生材の再利用の検討をし、実施することで現場排出量を抑制する。 3) 現場分別の徹底策を実施し、現場排出量の体積を減量化することで現場排出量を抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1) 新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分別し排出するよう、関係各位への指導・徹底を行った。 <袋詰め排出>①廃石膏ボード②廃プラスチック類③木くず④紙くず⑤金属くず⑥その他(ガラス陶磁器くず、コンクリートガラ他) <束ねて排出>⑦長尺材(ランバー等)⑧段ボール 2) 解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順の遵守、分別排出の推進を指導した。また、特定品目の再資源化施設への処理委託を推進した。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1) 新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分別し排出する。 <袋詰め排出>①廃石膏ボード②廃プラスチック類③木くず④紙くず⑤金属くず⑥その他(ガラス陶磁器くず、コンクリートガラ他) <束ねて排出>⑦長尺材(ランバー等)⑧段ボール 2) 解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順を遵守し、分別解体を行う。また、特定品目(木くず、コンクリート)の再資源化施設への処理委託を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	2328.50 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1431.73 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1787.17 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	1) 産業廃棄物の処理は、委託契約を締結した収集運搬業者と処理処分業者のみに委託することを徹底している。 2) 廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの処理の工程を把握するため廃棄物処理体制表を作成。処理ルートの変更があった場合は委託契約の変更等、必要な手続きを速やかに行った。 3) 廃棄物管理票(マニフェスト)により、最終処分までの工程の確認を行った。 4) 新築系においては可能な限り袋詰め分別を行い、解体系においては現場での分別排出(解体)及び再資源化施設での処理委託を推進した。 5) 委託契約先処理施設の現地確認を行い、委託に適する業者か否か確認した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	2281.93 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1403.10 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1751.43 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	1) 産業廃棄物の収集運搬、処理処分を委託する場合には、事前に収集運搬業者と処理処分業者のそれぞれ個別に書面により委託基本契約を締結する。 2) 処理の工程の確認は、廃棄物管理票(マニフェスト)により行う。 3) 新築系においては可能な限り袋詰め分別排出を行い、解体系においては現場での分別排出(解体)及び再資源化施設での処理委託を推進する。 4) 委託契約先処理施設の現地確認をおこなう。中間処理場及びリサイクル施設-年1回最終処分場-3年に1回		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

2024 年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位：t

実績：前年度産業廃棄物排出量

計画：当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類		総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った（行う）量		処理の委託									
						自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量		中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さのうちの処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）		認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量			
		①		②+⑧		⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
法 律	1 燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	2 汚泥	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	3 廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	4 廃酸	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	5 廃アルカリ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	6 廃プラスチック類	236.41	231.68	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	236.41	231.68	142.82	139.96	152.06	149.02	0.00	0.00	0.00	0.00
政 令	1 紙くず	95.56	93.65	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	95.56	93.65	15.91	15.59	87.74	85.99	0.00	0.00	0.00	0.00
	2 木くず	567.60	556.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	567.60	556.25	293.97	288.09	517.15	506.81	0.00	0.00	0.00	0.00
	3 繊維くず	6.40	6.27	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.40	6.27	5.30	5.19	6.14	6.02	0.00	0.00	0.00	0.00
	4 動植物性残さ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	5 ゴムくず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	6 金属くず	65.57	64.26	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	65.57	64.26	65.57	64.26	65.57	64.26	0.00	0.00	0.00	0.00
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	181.15	177.53	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	181.15	177.53	178.95	175.37	113.26	110.99	0.00	0.00	0.00	0.00
	8 鋳さい	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	9 がれき類	992.33	972.48	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	992.33	972.48	545.86	534.94	792.87	777.01	0.00	0.00	0.00	0.00
	10 家畜ふん尿	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	11 家畜の死体	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	12 動物系固形不要物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	13 ばいじん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	14 処分するために処理したもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
混合廃棄物		183.48	179.81	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	183.48	179.81	183.35	179.68	52.38	51.33	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計		2,328.50	2,281.93	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,328.50	2,281.93	1,431.73	1,403.10	1,787.17	1,751.43	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量

【記載方法】

- ・各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量を記載してください。

ー産業廃棄物処理計画ー
【基本方針】＜2024 年度(令和 6 年度)＞

I. 当該事業場の事業概要

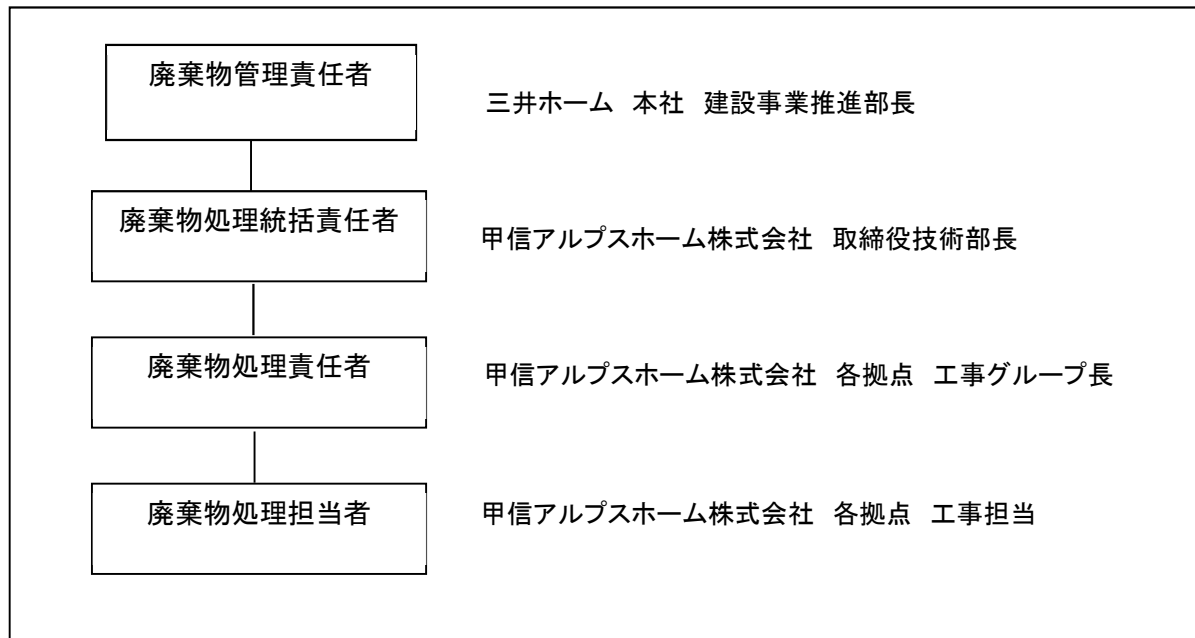
事業場名	甲信アルプスホーム株式会社
所在地	長野県松本市笹部1-3-6
事業場従業員数	125名
資本金	5000万円
設 立	昭和61年4月11日
今年度重点管理方針及び目標	
イ. 環境目的・目標に掲げた「新築系産業廃棄物処理処分量削減」達成のために、 諸策を実施する。 ※処理処分量とは、発生量にリサイクル率を反映したもの	
【新築系】新築工事より発生する廃棄物処理処分量削減、リサイクルを推進する。 ＜優先品目＞ 梱包材、石膏ボード、木くず ＜目 標＞ 廃棄物処理処分量 11.00 m ³ /棟(45 坪換算) 《令和5年度比 約2%削減》	
【解体系】リサイクルを更に推進する。 ＜優先品目＞ 木くず、コンクリート ＜目 標＞ 木くず再資源化等率 100%、コンクリート再資源化 98%	
ロ. 廃掃法による排出事業者責任強化に対応するため廃棄物の適正処理をより推進する。 ＜目標＞ 1.マニフェスト情報管理システムの定着により、処理ルート指定、 最終処分までの確認を着実に行う。 2.委託契約先処理施設の現地確認を行う。(処理処分委託契約業者) 3.電子マニフェストシステムの運用率向上を図る。	

Ⅱ. 処理計画の策定事項

1. 計画期間

2024(令和6)年 4月 1日～2025(令和7)年 3月 31日

2. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



廃棄物管理責任者	
職位	三井ホーム本社 建設事業推進部長
権限	産業廃棄物に関する業務の責任者として、三井ホーム部・支店及びFC会社の業務遂行を指揮・管理する。

廃棄物処理統括責任者	
職位	三井ホーム各事業本部の建設事業部長、支社長、及びFC会社技術責任者
権限	廃棄物処理に関する三井ホーム部・支店及びFC会社の最高責任者として、部下を指揮・監督し、業務執行を統括する。

廃棄物処理責任者	
職位	MH 建設事業部生産グループ長・施工グループ長、オーナーサポート部技術室長・リフォーム営業室長、及びFC会社技術責任者もしくは廃棄物処理統括責任者が任命する者
権限	部下を指揮・監督し、廃棄物処理に関する業務を遂行する。

廃棄物処理担当者	
職位	三井ホーム 部・支社・FC会社工事担当者・オーナーサポート担当者・リフォーム担当者
権限	廃棄物処理責任者の命を受け、廃棄物処理に関する業務を遂行する。

ハ. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

- 1) 部資材ロット単位や拾い基準の見直しによる排出量の削減を推進する。
- 2) 造作材プレカット・省梱包化・養生材の再利用の検討をし、実施する事で現場排出量を抑制する。
- 3) 現場分別の徹底策を実施し、現場排出量の体積を減量化する事で現場排出量を抑制する。

二. 産業廃棄物の分別に関する事項

- 1) 新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分別し排出する。
 - ＜袋詰め排出＞①廃石膏ボード
 - ②廃プラスチック類
 - ③木くず
 - ④紙くず
 - ⑤金属くず
 - ⑥その他(ガラス陶磁器くず、コンクリートガラ他)
 - ＜束ねて排出＞⑦長尺材(ランバー等はカットのうえ束ねる)
 - ⑧段ボール
- 2) 解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順を遵守し、分別解体を行う。
また、特定品目(木くず、コンクリート)の再資源化施設への処理委託を行う。

ホ. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

- 1) 現場での分別排出を徹底する事により再生利用を促進する。
- 2) 段ボール等を有価材再生事業者へ委託し、リサイクルを推進する。
- 3) 有用な木材の自主回収を促進し、マテリアルリサイクルを推進する。
- 4) 廃棄物処分業者への委託に際し、リサイクルへ向かう処理ルートを優先・指示する。
- 5) 廃石膏ボードを石膏ボードメーカーへ持ちこみリサイクルを推進する。

ヘ. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

- 1) 産業廃棄物の収集運搬、処理処分を委託する場合には、事前に収集運搬業者と処理処分業者のそれぞれ個別に書面により委託基本契約を締結する。
- 2) 処理の工程の確認は、廃棄物管理票(マニフェスト)により行う。
- 3) 新築系においては可能な限り袋詰め分別排出を行い、解体系においては現場での分別排出(解体)及び再資源化施設での処理委託を推進する。
- 4) 委託契約先処理施設の現地確認をおこなう。
 - 中間処理場・リサイクル施設および積替え保管場所 一年 1 回
 - 最終処分場 3年に1回